

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年2月25日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 小林 豊

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している地域気象観測システム（通信ネットワーク）に接続する観測所通信機器の借用（レンタル）を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な地域気象観測システム（通信ネットワーク）の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 観測所通信機器の借用（レンタル）
- (2) 業務内容 観測所通信機器の借用（レンタル）業務
- (3) 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

3 業務目的

本業務は、既に運用している地域気象観測システム（通信ネットワーク）に接続する観測所通信機器の借用（レンタル）を行い、アメダス観測所からの確実なデータ収集を目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

観測所通信機器の借用における保守は、業務処理ソフトウェアをインストールし、本ネットワークのアクセス制限ルール等に基づいた設定を実施した機器をセンドバックする必要がある。この設定作業を行うため、本ネットワークの構造等について詳細な知識及び専門知識を有すること。

又、業務運用上、極めて高い信頼性や耐障害性の維持、障害発生時に被害を最小限に留める的確な対策及び体制を維持できること。

(3) 守秘性に関する要件

① 発注者から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。又、貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 発注者の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(4) 業務執行体制に関する要件

作業に起因する不都合が生じた場合は、受注者の責任として対応を行うこと。

(5) 業務実績に関する要件

リアルタイムデータ収集のための通信ネットワークを設計及び運用・管理する業務実施実績を有すること。

(6) その他

本通信ネットワーク内の設定等について、変更する権利を有している、若しくは許可を得られること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 下村 政人

電話 03-6758-3900（内線2520）

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年2月25日（火）から令和7年3月14日（金）まで （1）に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和7年3月17日（月）17時まで （1）に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

（Email:kishou-keiyaku@jma.go.jp宛てに送付すること。）

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。